

Northern Ireland (北アイルランド) - Juries (Northern Ireland) Order (北アイルランド陪審員規定) 1974 SI No.2143  
Scotland (スコットランド) - Law Reform Act (法律改正法) 1980 (Scotland) Group C3 of Schedule 1.2

最後に

52 この小冊子があなた達の助産業務に役立つものである事を願っています。UKCC はその出版物の全てを定期的に再検討しているので、コメントや提案があれば、UKCC の住所宛に Jill Steene, Professional officer, Midwifery (助産学技術官) まで送って下さい。

この文書の内容について、またはその他の助産師の専門教育および業務について質問があれば、UKCC の専門的アドバイスサービスに問い合わせてください。手紙の場合は UKCC の住所宛に、電話による場合は直通電話 0171 333 6550/6553 で、Eメールは advice@ukcc.org.uk で、また Fax の場合は 0171 333 6538 へ連絡して下さい。

1998 年 12 月の時点での UKCC の精選出版物

省略

\* 現在再検討中

これらの出版物を希望される方は Distribution Department, UKCC, 23 Portland Place, London, WIN4JT まで手紙で申し込んでください。UKCC の出版物はすべて無料です。

## **Code of professional Conduct**

### **Code of professional Conduct**

As a registered nurse or midwife, you are personally accountable for your practice. In caring for patients and clients, you must:

- \*respect the patient or client as an individual
- \*obtain consent before you give any treatment or care
- \*protect confidential information
- \*co-operate with others in the team
- \*maintain your professional knowledge and competence
- \*be trustworthy
- \*act to identify and minimize risk to patients and clients.

These are the shared values of all the United Kingdom health care regulatory bodies.

### **1 Introduction**

1.1 The purpose of the Code of professional conduct is to:

- \*inform the professions of the standard of professional conduct required of them in the exercise of their professional accountability and practice
- \*inform the public, other professions and employers of the standard of professional conduct that they can expect of a registered practitioner.

1.2 As a registered nurse or midwife, you must:

- \*protect and support the health of individual patients and clients
- \*protect and support the health of the wider community
- \*act in such a way that justifies the trust and confidence the public have in you
- \*uphold and enhance the good reputation of the professions.

1.3 You are personally accountable for your practice. This means that you are answerable for your actions and omissions, regardless of advice or directions from another professional.

1.4 You have a duty of care to your patients and clients, who are entitled to receive safe and competent care.

1.5 You must adhere to the laws of the country in which you are practicing.

### **業務規範**

### **業務規範**

あなた達は正看護師あるいは助産師として自分の行った仕事に対して個人として責任を持たなければならない。受診者のケア（援助と快適さを提供すること）を行う際に、受診者をそれぞれ個人として尊敬し、いかなる治療を行う際にも事前に同意を得、守秘義務を守り、チームの他のメンバーとも協力し、誠実でなければならない。受診者に対するリスクを見極め、そのリスクを最小限にとどめるよう行動しなければならない。

上記の規範は英国の健康管理監視団体のすべてに共通するものである。

#### **1.はじめに**

1-1 業務規範の目的は看護師や助産師に治療の説明や業務を行う際に要求される業務基準を教えること、および一般大衆、看護師や助産師以外の専門職の人たち、雇用主に正看護師あるいは助産師に求められる業務基準を知らせることである。

1-2 正看護師あるいは助産師は受診者一人一人の健康とより広い地域社会の人々の健康を守り支援しなければならない。また一般の人々があなた達に抱く信頼に応えられるよう行動し、あなた達に対する名声を維持し、それを高めなければならない。

1-3 あなた達は自分の業務に対して個人的に責任をもたなければならない。このことは他の人からの助言や指示にも拘わらず、自分の責任のもとで業務を実施したり施行しないことができるということである。

1-4 あなた達は受診者をケアする責任があり、受診者は安全で的確なケアを受ける権利を持っている。

1-5 あなた達は業務を行っている国の法律を遵守しなければならない。

**2 As a registered nurse or midwife, you must respect the patient or Client as an individual**

- 2.1 You must recognize and respect the role of patients and clients as partners in their care and the contribution they can make to it. This involves identifying their preferences regarding care and respecting these within the limits of professional practice, existing legislation, resources and the goals of the therapeutic relationship.
- 2.2 You are personally accountable for ensuring that you promote and protect the interests and dignity of patients and clients, irrespective of gender, age, race, ability sexuality, economic status, lifestyle, culture and religious or political beliefs.
- 2.3 You must, at all times, maintain appropriate professional boundaries in the relationships you have with patients and clients. You must ensure that all aspects of the relationship focus exclusively upon the needs of the patient or client.
- 2.4 You must promote the interests of patients and clients. This includes helping individuals and groups gain access to health and social care, information and support relevant to their needs.
- 2.5 You must report to a relevant person or authority at the earliest possible time, any conscientious objection that may be relevant to your professional practice. You must continue to provide care to the best of your ability until alternative arrangements are implemented.

**3 AS a registered nurse or midwife, you must obtain consent before you give any treatment or care**

- 3.1 All patients and clients have a right to receive information about their condition. You must be sensitive to their needs and respect the wishes of those who refuse or are unable to receive information about their condition. Information should be accurate, truthful and presented in such a way as to make it easily understood. You may need to seek legal or professional advice, or guidance from your employer, in relation to the giving or with holding of consent.

**2. 正看護師あるいは助産師として受診者を個人として尊重しなければならない。**

- 2-1 受診者のケアにおけるパートナーとしての役割と、ケアに関して受診者が協力してくれるることを認識し、尊重しなければならない。これは、ケアについての受診者の好みを確認すること、そして専門的技術、現行の法律、援助、治療する際に目標とするあなた達と受診者の結びつきが許す限り彼らの好みを考慮することを意味する。
- 2-2 ジェンダー（社会的、文化的役割としての性）、年齢、人種、能力、性別、経済状況、ライフスタイル、文化、宗教、および政治的信念にかかわらず、あなた達は個人として、受診者の利益と尊厳を高めそれを守ることを保証する責任がある。
- 2-3 看護師、助産師は受診者と常に適切な職業上の範囲内に関係を維持しなければならない。そしてその関係のあらゆる観点はもっぱら受診者のニーズに焦点を当てなければならない。
- 2-4 受診者の利益を促進しなければならない。これは、個人およびグループが医療および福祉サービスと情報、あるいは一人一人のニーズに応じた支援を得ることが出来るよう、あなた達は援助する必要があるということである。
- 2-5 あなた達は治療業務に関連しそうな良心的な（宗教上、道義上の信念に基づく）拒否を、関係者または関係当局に出来るだけ早い時期に報告しなければならない。代替案が実行されるまで、あなた達ができる最善のケアを提供しなければならない。

**3 . 治療やケアと提供する前に同意を得なければならない。**

- 3-1 すべての受診者は自分達の状態に関する情報を得る権利を持っている。あなた達は受診者のニーズに敏感に反応し、自分達の状態に関する情報を得ることを拒む受診者や、情報を得ることが出来ない人々の気持ちを尊重しなければならない。情報は正確で偽りなく、理解しやすいように伝えなければならない。同意や拒否に関連して、法的、職業的な助言あるいは雇い主からの指示を求めなければならないかも知れない。

3.2 You must respect patients' and clients' autonomy - their right to decide whether or not to undergo any health care intervention - even where a refusal may result in harm or death to themselves or a fetus, unless a court of law orders to the contrary. This right is protected in law, although in circumstances where the health of the fetus would be severely compromised by any refusal to give consent, it would be appropriate to discuss this matter fully within the team, and possibly to seek external advice and guidance (see clause 4).

3.3 When obtaining valid consent, you must be sure that it is:

- \* given by a legally competent person
- \* given voluntarily
- \* informed.

3.4 You should presume that every patient and client is legally competent unless otherwise assessed by a suitably qualified practitioner. A patient or client who is legally competent can understand and retain treatment information and can use it to make an informed choice.

3.5 Those who are legally competent may give consent in writing, or co-operation. They may also refuse consent. You must ensure that discussions and associated decisions relating to obtaining consent documented in the patient's or client's health care records.

3.6 When patients or clients are no longer legally competent and thus the capacity to consent to or refuse treatment and care. You should try to find out whether they have previously indicated preferences in an advance statement. You must respect any refusal of treatment or care given were legally competent, provided that the decision is clearly applicable to the present circumstances and that there is no reason to believe that they changed their minds. When such a statement is not available, the patients' or clients' wishes, if known, should be taken into account. If these wishes are not known, the criteria for treatment must be that it is in their best interests.

3-2 受診者の自主性—いかなる健康管理の介入であってもそれを受けるか拒否するかを受診者自身が決める権利—を尊重しなければならない。たとえそれを拒否することが受診者や胎児に害をもたらしたり、受診者や胎児が死に至る場合でも裁判所がその拒否を違法であると命令を下さない限り自主性は尊重されなければならない。この権利は法律で守られているが、同意を拒否することによって胎児の健康が著しく損なわれる状況ではその問題をチーム内で十分に討論し、あるいは出来れば外部からの助言や指示を求めるのが適切であろう（第4項参照）。

3-3 有効な同意を得るには次のことを必ず守らなければならない。

- ・同意は法律上資格がある者によるものである。
- ・同意は任意によるものである。
- ・十分な説明を受けた上で同意である。

3-4 しかるべき資格を持つ専門家が受診者を「資格がない」と評価しない限り、あなた達は受診者を法的に資格がある者と考えるべきである。法的に資格を有する受診者は治療に関する情報を理解し、記憶しそして十分に説明を受けた上でその情報を活用して選択することができる。

3-5 法的に資格がある人々は書面で、口頭あるいは支援を受けて同意することも拒否することもできる。同意を得ることに関して行われた討論や決定事項はすべて必ずカルテに記載しておくべきである。

3-6 受診者が法律上の資格がなくなり、治療やケアの同意や拒否が出来なくなった時には、その受診者が以前行った供述の中に自分の好みを示唆するものがないかどうかを見つけるように努力すべきである。法的に資格を持つ受診者が治療およびケアを拒否した時には、その決定が明らかに現在の状況に合っていて、かつ又その気持ちが変わらないと信じられるならば、いかなるものであっても尊重されるべきである。受診者が以前に自分の好みを述べたものはないが受診者の望みが分かっていれば、それは考慮されるべきである。受診者の望みが分からぬ場合の治療の基準は受診者にとって最良の治療を行うことである。

3.7 The principles of obtaining consent apply equally to those people who have a mental illness. Whilst you should be involved in their assessment, it will also be necessary to involve relevant people close to them; this may include a psychiatrist. When patients and clients are detained under statutory powers (mental health acts), you must ensure that you know the circumstances and safeguards needed for providing treatment and care without consent.

3.8 In emergencies where treatment is necessary to preserve life, you may provide care without patients' or clients' consent, if they are unable to give it, provided you can demonstrate that you are acting in their best interests.

3.9 No-one has the right to give consent on behalf of another competent adult. In relation to obtaining consent procedure is usually necessary, but will depend on the age and understanding of the child. If the child is under the age of 16 in England and Wales, 12 in Scotland and 17 in Northern Ireland, you must be aware of legislation and local protocols relating to consent.

3.10 Usually the individual performing a procedure should be the person to obtain the patient's or client's consent. In certain circumstances, you may seek consent on behalf of colleagues if you have been specially trained for that specific area of practice.

3.11 You must ensure that the use of complementary or alternative therapies is safe and in the interests of patients and clients. This must be discussed with the team as part of the therapeutic process and the patient or client must consent to their use.

#### **4 As a registered nurse or midwife, you must co-operate with others in the team**

4.1 The team includes the patient or client, the patient's or client's family, informal carers and health and social care professionals in the National Health Service, independent and voluntary sectors.

3-7 同意を得るという原則は精神病患者にも等しく適応される。あなた達が評価に加わるべきであるが、精神科医を含む受診者の身近な関係者も参加する必要がある。受診者が法令の権限のもとに監禁されている時には、本人からの同意がなくても治療やケアを提供できる状況や規約を必ず知っているなければならない。

3-8 生命を守るために治療が必要な緊急事態の際に、受診者が同意することが出来ない場合には、同意なしにケアを提供できることがある。但し、そのような時には、その人達に一番ためになるように行動していることを証明できなければならない。

3-9 有資格の成人に代わって誰も同意を与えることはできない。子供の治療のための同意の手続きには、通常親としての責任を持つ人々がかかわることが必要である。しかしそれは子供の年齢と理解力によって異なる。イングランドやウェールズでは16歳以下、スコットランドでは12歳以下、北アイルランドでは17歳以下の子供を治療する場合には、同意に関する法律とその地域の協定を知っていなければならない。

3-10 通常、処置を行う者が受診者の同意を得るべきである。しかし、特定の治療分野で特に教育を受けた人ならば、同僚に代わって同意を求めることができる。

3-11 補足的あるいは代替療法（鍼、灸など）の使用は安全で受診者のためであるということを保証しなければならない。この使用に関しては治療の過程の一部としてチームの人々と討論されるべきであり、受診者がその使用に同意していかなければならない。

#### **4 正看護師あるいは助産師としてあなた達はチーム内の他の人々と協力しなければならない。**

4-1 チームとは受診者、その人たちの家族、正規の資格を持たないケア提供者、英國国立保健サービス施設や私立あるいはボランティア団体で働く医療および福祉支援を行う専門家たちのことである。

- 4.2 You are expected to work co-operatively within teams and to respect the skills, expertise and contributions of your colleagues. You must treat them fairly and without discrimination.
- 4.3 You must communicate effectively and share your knowledge, skill and expertise with other members of the team as required for the benefit of patients and clients.
- 4.4 Health care records are a tool of communication within the team. You must ensure that the health care record for the patient or client is an accurate account of treatment, care planning and delivery. It should be consecutive, written with the involvement of the patient or client wherever practicable and completed as soon as possible after an event has occurred. It should provide clear evidence of the care planned, the decisions made, the care delivered and the information shared.
- 4.5 When working as a member of a team, you remain accountable professional conduct, any care you provide and any omission on your part.
- 4.6 You may be expected to delegate care delivery to others who are not registered nurses or midwives. Such delegation must not compromise existing care but must be directed to meeting the needs and serving the interests of patients and clients. You remain accountable for the appropriateness of the delegation, for ensuring that the person who does the work is able to do it and that adequate supervision or support provided.
- 4.7 You have a duty to co-operate with internal and external investigations.

- 4-2 あなた達は当然チーム内で協力し、同僚の技術、専門的知識、チームへの貢献を尊重しなければならない。同僚を差別せず、公平に扱うべきである。
- 4-3 受診者のためになる時、チームのメンバー間の意志伝達は効果的に行い、知識、技術、専門的知識は他のメンバーにも教えなければならない。
- 4-4 カルテはチーム内の伝達手段の1つである。治療、ケア計画とケアの提供に関して必ず、正確に記載しなければならない。それは出来る限り受診者の意志を尊重して、継続して書かれ、事後できるだけ速やかに完成しなければならない。カルテはどのようなケアが計画され、どのような決定がなされ、どのようなケアが提供され、どのような情報が共有されたかを示す明白な証拠となるべきである。
- 4-5 チームの1員として働いている時でも、あなたの行った業務、提供したケアまたはあなたの判断で施行しなかった事柄に対してやはり責任を取らなければならない。
- 4-6 あなた達はケアの提供を正看護師あるいは助産師ではないほかの人に委任しなければならないことがあるかも知れない。このような場合委任することによって現在行われているケアが損なわれることないように、また受診者のニーズを満たし彼らの利益になるように方向付けをしなければならない。あなた達は適切な人に委任する責任がある。必ず、その仕事が出来る人に委任し、適切な監督や支援が得られるようにしなければならない。
- 4-7 あなた達には内部および外部の調査に協力する義務がある。

## **5 As a registered nurse or midwife, you must protect confidential information**

5.1 You must treat information about patients and clients as confidential and use it only for the purposes for which it was given. As it is impractical to obtain consent every time you need to share information with others, you should ensure that patients and clients understand that some information may be made available to other members of the team involved in delivery of care. You must guard against breaches of confidentiality protecting information from improper disclosure at all times.

5.2 You should seek patients' and clients' wishes regarding the sharing information with their family and others. When a patient or clients considered incapable of giving permission, you should consult relevant colleagues.

5.3 If you are required to disclose information outside the team that will have personal consequences for patients or clients, you must obtain their consent. If the patient or client with holds consent, or if consent cannot be obtained for whatever reason, disclosures may be made only where:

\*they can be justified in the public interest (usually where disclosure is essential to protect the patient or client or someone else from the risk of significant harm)

\*they are required by law or by order of a court.

5.4 where there is an issue of child protection, you must act all times in accordance with national and local policies.

## **6 As a registered nurse or midwife, you must maintain your professional knowledge and competence**

6.1 You must keep your knowledge and skills up-to-date throughout your working life. In particular, you should take part regularly in learning activities that develop your competence and performance.

### **5. 正看護師または助産師としてあなた達は秘密の情報を守らなければならない。**

5-1 受診者についての情報は秘密として取り扱い、他の目的に使用してはならない。ほかの人に情報を提供する必要が生じる度に同意を得ることは非現実的なので、情報のいくらかはケアの提供にかかるチームのほかのメンバーに教えることがあるということを受診者に理解させるべきである。あなた達はつねに不適切に情報を口外しないようにして情報の機密性を守らなければならない。

5-2 情報を家族やほかの人たちに知らせることに関して受診者の望みを聞くべきである。受診者が許可を与えることが出来ないと考えられる時には適切な同僚に相談すべきである。

5-3 受診者にとって個人的な影響がありそうな情報を、チーム以外の人から提供するよう要求されたならば、本人の同意を得なければならない。同意が保留されたり、理由が何であれ同意が得られないならば、情報公開ができるのは次のような場合に限られる。

- ・ 情報公開が公共の利益のためであると証明される場合〔通常、受診者あるいは他の誰かが重大な害を被る危険から守ることが必須である場合〕。
- ・ 法律および裁判所の命令によって要求される場合。

5-4 児童保護の問題がある場合には、常に国およびその地方の政策に従って行動しなければならない。

### **6. 正看護師あるいは助産師としてあなた達は自分の専門知識と能力を維持しなければならない。**

6-1 正看護師や助産師である限り、最新の知識と技術を持っていなければならない。特に、能力や仕事の業績を高めるさまざまな学習活動には定期的に参加するべきである。

6.2 To practice competently, you must possess the knowledge, skills and abilities required for lawful, safe and effective practice without direct supervision. You must acknowledge the limits of your professional competence and only undertake practice and accept responsibilities for those activities in which you are competent.

6.3 If an aspect of practice is beyond your level of competence or outside your area of registration, you must obtain help and supervision from a competent practitioner until you and your employer consider that you have acquired the requisite knowledge and skill.

6.4 You have a duty to facilitate students of nursing and midwifery and others to develop their competence.

6.5 You have a responsibility to deliver care based on current evidence, best practice and, where applicable, validated research when it is available.

## 7 As a registered nurse or midwife, you must be trustworthy

7.1 You must behave in a way that upholds the reputation of the professions. Behavior that compromises this reputation may call your registration into question even if is not directly connected to your professional practice.

7.2 You must ensure that your registration status is not used in the promotion of commercial products or services, declare any financial or other interests in relevant organizations providing such goods or services and ensure that your professional judgment is not influenced by any commercial considerations.

6-2 独力で仕事を的確に行うには、合法的で、安全で、そして効果的に業務を行うために必要な知識、技術、能力を持っていなければならぬ。あなた達は自らの職業的能力の限界を認め、自分の能力に合った活動だけを実践し、その責任を持つようにしなければならない。

6-3 もし仕事のうちのある部分が自分の能力を超えるものであったり、認可を受けていない分野であったならば、あなた達自身もそして雇用主もあなた達が必要な知識と技術を習得したと考えられるようになるまで、能力のあるその道の専門家の援助と監督を受けなければならない。

6-4 あなた達には看護学生や助産学生の能力を発展させるように援助する義務がある。

6-5 あなた達には現在得られている証拠、最良の業務、そして適用できかつ入手可能ならば、承認された研究に基づくケアを提供する責任がある。

## 7 あなた達は正看護師あるいは助産師として信頼されなければならない。

7-1 あなた達は、正看護師あるいは助産師としての名声を落とさないように振舞わなければならない。名声を損なう行動は、例え直接業務に関係していなくても、正看護師や助産師としての資格が問われることになる。

7-2 正看護師や助産師としての資格が決して商品やサービスの販売促進に利用されることがないように、またそのような商品やサービスを提供している関連組織で金銭的あるいはその他の利益を受けたならば、すべて申告しなければならない。またあなた達の仕事の判断が営利的な報酬に決して影響されないようにしなければならない。

7.3 When providing advice regarding any product or service relating to your professional role or area of practice, you must be aware of the risk that, on account of your professional title or qualification, you could be perceived by the patient or client as endorsing the product. You should fully explain the advantages and disadvantages of alternative products so that the patient or client can make an informed choice. Where you recommend a specific product, you must ensure that your advice is based on evidence and is not for your own commercial gain.

7.4 You must refuse any gift, favor or hospitality that might be interpreted, now or in the future, as an attempt to obtain preferential consideration.

7.5 You must neither ask for nor accept loans from patients, clients or their relatives and friends.

**8 As a registered nurse or midwife, you must act to identify minimize the risk to patients and clients**

8.1 You must work with other members of the team to promote health care environments that are conducive to safe, therapeutic and ethical practice.

8.2 You must act quickly to protect patients and clients from risk if you have good reason to believe that you or a colleague, from your own or another profession, may not be fit to practice for reasons of conduct, health or competence. You should be aware of the terms of legislation that offer protection for people who raise concerns about health and safety issues.

7-3 あなた達の職業的役割や仕事の分野に関する製品やサービスに関して助言を与える時には、あなた達の正看護師や助産師という肩書きや資格から、受診者はあなた達がその製品を推奨していると思う可能性があるということを認識していなければならぬ。受診者が十分に説明を受けた上で選べるように、他の製品の短所と長所も十分に説明するべきである。特定の製品を勧める場合には、証拠に基づいた助言を行い、決して自分の営利目的であってはならない。

7-4 あなた達は、その時点でまたは将来に、便宜を図るためだと解釈されうるような贈り物、援助、もてなしをすべて拒否しなければならない。

7-5 あなた達と受診者、あるいはその親戚や家族の間で金銭の貸し借りをしてはならない。

8. 正看護師あるいは助産師としてあなた達は受診者にとってのリスクを確認し、それを最小限にするように行動しなければならない。

8-1 あなた達は安全で、治療的、倫理的な実務に役立つ健康管理の環境を促進するためにチーム内の他のメンバーと協力しなければならない。

8-2 同種あるいは異なる職業の同僚やあなた達自身が、行動、健康、能力の点で業務を行うのに適していないのではないかと思うもつともな理由があるならば、あなた達は受診者をリスクから守るために素早く行動しなければならない。健康や安全性について不安を訴える人々を保護するための法律を知っているべきである。

- 8.3 Where you cannot remedy circumstances in the environment of care that could jeopardize standards of practice, you must report them to a senior person with sufficient authority to manage them and also, in the case of midwifery, to the supervisor of midwives. This must be supported by a written record.
- 8.4 When working as a manager, you have a duty toward patients and clients, colleagues, the wider community and the organization in which you and your colleagues work. When facing professional dilemmas, your first consideration in all activities must be the interests and safety of patients and clients.
- 8.5 In an emergency, in or outside the work setting, you have a professional duty to provide care. The care provided would be judged against what could reasonably be expected from someone with your knowledge, skills and abilities when placed in those particular circumstances.

- 8-3 業務基準を下げるようなケアの環境状況を改善することが出来ないところでは、その状況を管理する権限を持つ上司、助産師の場合は助産師監督官に、報告しなければならない。この報告は文書記録によって立証されなければならない。
- 8-4 主任として働く時には、受診者、同僚、そしてより広い地域の人々や施設で働く正看護師あるいは助産師に対して、あなたは義務を負っている。仕事上で板ばさみになった時、あらゆる活動の中で第一に考慮すべきことは、受診者の利益と安全性でなければならない。
- 8-5 あなた達には職場の内外で、緊急事態の際にケアを提供する義務がある。その提供されたケアは、あなた達と同等の知識、技術、能力を持った人がこのような特別な状況下で提供できる標準的なケアに照らし合わせて、評価される。

厚生労働科学研究研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

助産所における安全で快適な妊娠・出産環境の  
確保に関する研究

平成13年度～平成14年度 総合研究報告書

主任研者 青野敏博

平成15年3月

## 研究報告書目次

### I 総合研究報告書

助産所における安全で快適な妊娠・出産環境の確保に関する研究	335
青野敏博	
(資料) 研究概念図	341
「助産所における快適で安全な妊娠・出産環境に関する調査研究」分担調査の枠組み	342
研究者一覧	343
II 研究成果の刊行に関する一覧表	344

厚生労働科学研究費補助金（こども家庭総合研究事業）  
(総合) 研究報告書  
助産所における安全で快適な妊娠・出産環境の確保に関する研究

主任研究者 青野 敏博 徳島大学長

### 研究要旨

本研究の目的は、女性とその家族が求めるケアの選択と継続性が保証され、安全で快適に出産できる環境の実現に資するために、先ず、女性が助産所を選択した場合における正常分娩急変時のガイドライン及び助産師の実践活動のためのマニュアルを検討することである。研究班は、ケアを受ける女性の代表者及びケアを提供する助産師、産婦人科医師、小児科医師が共同して、女性のニーズ調査及び分娩の安全性と快適性に関する現状調査を実施し、分析した結果以下の問題点と課題が明らかとなった。

助産所の分娩は、施設によって基準にはらつきがあり、助産所における出産適応症リストが求められる。②産婦人科医師と助産師による共同管理および正常分娩急変時における嘱託医療機関との連携が安全性を高め得る。③女性のニーズ調査では、出産の場所とケアについて、自らが選択できる情報と個別的で継続したケアを求めていた。特に、全ての女性が助産師のケアを受けられるようにとの期待感が示された。④助産師のケアの適切性の調査では、概ね適正と判断できるが、搬送基準の捉え方は、助産師と医師では一部の異なりを示した。

これらの調査結果を基にして、如何なる場合に病院に紹介すべきか、また、搬送すべきかを正常分娩急変時のガイドラインおよび分娩適応リストに示し、助産師の評価を求める修正し、最終案をまとめた。新たな提案は、開業助産師と産婦人科医師との共同管理や嘱託医療機関の設置によるスムーズな連携策を提示したことである。

助産師活動マニュアルは、女性が求めた妊産婦ケアへの課題を達成するために、出産する女性の自主性を基にして、よいケアを提供するために、いかにあれば良いかの活動方針を明示し、実践倫理に基づいた助産活動指針を作成した。

今後の課題は、妊産婦のニーズに対応した安全で快適な妊産婦サービス提供システムの実現に向け、社団法人日本助産師会及び日本看護協会助産師職能委員会並びに日本産科婦人科医会と連携し、正常分娩急変時のガイドライン及び助産師活動指針の普及に努めることである。

なお、助産師の実践能力の向上を図るために研修会を本年9月に社団法人日本助産師会と共同して開催する。

### 分担研究課題名と分担研究者

1. 正常分娩急変時のガイドラインの作成  
(助産所)  
青野敏博 徳島大学長
2. 正常分娩急変時対応のためのガイドラインの作成及びシステムつくり(病院、診療所)  
清川 尚 船橋市立医療センター病院長
3. 女性が求める妊娠・出産・産後のケアに関する研究  
戸田律子 日本出産教育協会代表
4. 助産ケア提供内容の適正化に関する検討  
高田昌代 神戸市立看護大学教授
5. 助産師活動マニュアルの検討  
竹内美恵子 徳島大学医学部保健学科教授

### A. 研究目的

女性や家族は、出産する女性の自主性が尊重され、希望する形態で分娩をするなど、多様な女性の声が反映される取り組みを求めている。本研究は、これらの女性のニーズに柔軟に対応し、妊娠、出産を安全で快適な環境に整えるため、先ず、最初に、助産所での出産を選択する女性を手がかりに、女性のニーズや助産師の活動現状を分析し、医師と助産師が効果的かつ効率的な活動するための正常分娩急変時のガイドラインおよび女性の主体性を受け入れた助産師活動のためのマニュアルを検討する（資料1研究の概要参照）。

これらは、出産する女性が病院・診療所・

助産所においてケアの中心に置かれるための基礎資料となり、医師と助産師が共同してケアサービスのあり方を追及する基盤となる。

## B. 研究方法

### 1. 正常分娩急変時のガイドラインの作成(助産所)

全国の助産所で活動している助産師を対象にして、アンケート調査を平成13年10月25日から同年12月25日の期間施行した。第一次調査では助産所における出産の実態を、第二次調査では分娩の適応と正常分娩急変時の搬送の実態について、データを分析して問題点を明らかにした(依頼数:438通、回答数:236通、回収率:53.9%)。

アンケート調査結果により、助産所における出産の適応症リストおよび正常分娩急変時のガイドラインの原案を作成した。4箇所の会場(東京、福岡、大阪、札幌)で開業助産師161名と検討会を開催し、検討を加えた上で修正したものを最終案とした。

### 2. 正常分娩救急時対応のためのガイドラインの作成及びシステムつくり(病院、診療所)

医師と助産師の共同管理のもとで、女性のニーズに柔軟に対応できるケアサービスの展開を目指して、提供する側の産科医療の実態を分析し、新たなチーム医療の観点から利用者が期待する妊産婦サービスの方向を示す基本となるガイドラインやマニュアルを作成する。

調査は、日本産婦人科医会の定点モニターの協力を得て、「診療所、病院で緊急搬送を受け入れる産科医の実態調査」に関するアンケート調査を平成14年2月8日から同年2月28日の期間施行した(依頼数:1,014施設、回答数:769施設、回収率:75.4%)。

アンケート調査結果を基にして、病院および診療所における正常分娩救急時の搬送に対するガイドラインを作成した。また、病診連携システムを考案した。

### 3. 女性が求める妊娠・出産・産後のケアに関する研究

層化抽出法により全国の病院と診療所、そして助産所に、平成13年12月から平成14年1月までにインフォームドコンセント

の得られた妊娠前半期の女性3311名を対象として、妊娠前半期、妊娠後期、産後1ヶ月、産後3ヶ月の計4回に質問票調査を実施し、前方視的コホート研究を行った(回収率:45.5%、追跡率:65%)。

焦点集団面接法による調査は、平成15年2月に、全国で活動を展開する育児・出産・母乳育児関連の市民グループおよびピアサポートグループとテーマに関連する取材担当の報道記者を対象に、焦点集団面接を実施し、内容分析をした。

ニュージーランドの現地調査は、女性の意志決定のもとに、妊産婦ケアが提供されている状況を調査した。ケアの提供者と受益者へのインタビューを通じて、プライマリから高次施設連携の状況、女性のニーズの反映されているシステムを調査検討した。

### 4. 助産ケア提供内容の適正化に関する検討

平成13年度、助産所・診療所・病院に勤務する助産師1,200名を対象に、日頃のケアの中で安全性と快適性を考慮して行っているケアをデルファイ法で調査した。また、開業助産師が病院に搬送した19事例の対応について、搬送を受け入れた医師と助産師に半構成面接を行い、搬送時の助産師の対応についての聞き取り調査を行った。

### 5. 助産師活動マニュアルの検討

組織的レビューと助産所・診療所・病院助産師との検討会での意見収集及び、女性のニーズ調査、助産師活動の現状調査並びに、オランダ、英国での助産ケアの現状調査を基にして、安全性と快適さを提供する活動マニュアルを検討した。

#### (倫理面への配慮)

アンケート調査の協力依頼は、対象者に研究の目的、方法を詳細に説明し、個人の秘密の保持と一切の不利益をもたらさないことをよく説明し、合意を得て開始する。データの管理と保存は、プライバシーの保護、尊重に十分な配慮をし、実施するものとする。

## C. 研究結果

### 1. 正常分娩急変時のガイドラインの作成(助産所)

助産所の現状調査結果から、特徴的なものを見出す。①助産所は都市部および郊外に

集中し、開業している助産師の多くは高齢である。②子宮収縮剤の投与、裂傷の縫合、血管の確保は過半数の施設で行われていたが、これらは医師の指示を受ける医療行為である。③分娩急変時に契約産婦人科医師が不在の場合は、1/3 の助産所が公的病院などに依頼している。④助産所における分娩の適応基準は、施設によってばらつきがある。⑤助産所からの搬送は殆どの例でスムーズに行われたと回答されたが、分娩時の母体搬送手段には自家用車が多かった。⑥総合周産期母子医療センターの搬送システムのない都道府県では、新生児仮死の搬送が多かった。

以上より、助産所において安全性を確保するためには、診療基準の統一と分娩急変時の搬送システムの確立が必要である。今回の調査結果を基にして助産所における分娩の適応基準および正常分娩急変時のガイドラインを作成した。分娩の適応症リストは、①助産所での分娩対象者、②産婦人科医と共同管理すべき対象者、③産婦人科医が管理すべき対象者の3群に分類した。正常分娩急変時のガイドライン（分娩中・産褥期・新生児期）では、搬送先として新たに嘱託医療機関を設けて、急変時には速やかに搬送する基準を示した

## 2. 正常分娩救急時対応のためのガイドラインの作成及びシステムつくり(病院、診療所)

提供する側の産科医療の実態を分析し、医師と助産師の共同管理のもとで、利用者が期待する妊産婦サービスの方向を示す基本となるガイドラインやマニュアルを作成するアンケート調査を実施した。その結果、産婦人科医療の現状は、以下の通りである。

① 高次医療施設は一次医療施設と比較してスタッフ数が多いが、救急医療は充分でない。②一度も妊婦健診を受けていない妊婦が陣発来院した場合、殆どの施設が分娩を引き受けるかあるいは他院へ紹介するなど対応している。③（セミ）オープンシステムの病院と連携している施設は少ないが、連携を図りたいと希望している施設は多かった。④搬送における病診連携は良好な結果が得られた。⑤帝王切開の決定までの時間は、「60 分以内」と回答した施設が最も多かった。

## 3 女性が求める妊娠・出産・産後のケアに関するニーズ調査

- ① 女性が意志決定するために必要な情報は、「医療／ケア提供者についての情報」と「妊娠・出産・母乳育児についての知識」であった。
- ② 産婦人科医師と助産師の提供するケアの質について、女性の受けとめ方は異なっており、助産院に通う女性は助産師の健診後に「信頼感」「親しみやすさや温かみ」を感じ、「診察や相談後には元気や自信がわいてきた」「健診が自分にとって有意義だった」「不安が和らいだ」と感じていた。
- ③ 出産場所に求められるものは、「安全性」と、そのために必要な「医療施設間の連携」が重視されていた。「部屋や食事のよさ」などの物質的な快適性については、さほど重要だと考えられていないことが明らかになった。  
「意思疎通」「説明」「尊重」などは、助産師による継続ケアを実際に経験しやすい環境にある助産院や自宅で出産した女性が有意に高く評価した。
- ④ マタニティヘルス／ライフ支援システムへの期待も高かった。システムの要素として、「尊重」「支援」「継続ケア」「適切な医療」「情報の普及」「社会資源の活用」「無料」があがった。

## 4. 助産ケア提供内容の適正化に関する検討

デルファイ法によって得られた「快適さ」「安全性」のために助産師が実践しているケア内容は約延べ 25,000 項目であった。第 3 回目の調査で抽出した 67 項目の主成分分析を行ない次の結果を得た。

- 1) 日常実践している助産ケア  
助産師が「快適さ」を確保するために重要として実践するケアは「観察」「判断・診断（異常の予測）」「教育・相談」「環境作り」「意志決定の尊重」「家族と共に」「児や家族の関係」「説明」「配慮や姿勢」「接遇」であった。一方、「安全性」を確保するために重要視しているケアは「観察」「判断・診断（異常の予測）」「教育・相談」「環境作り」「感染・事故防止」「連携」「直接的ケア」である。「快適さ」と「安全性」を確保するために重

要視している共通したケアは、「観察」「判断・診断（異常の予測）」「教育・相談」「環境作り」であることが示された。

## 2) 緊急搬送時の開業助産師の対応について

助産師が緊急搬送した19事例について、搬送した開業助産師とその緊急搬送を受け入れた医師および勤務助産師を対象とし、半構成的な面接を実施した。

搬送理由は、妊娠では妊娠中毒症、切迫早産、子宮内胎児発育不全の5事例、産婦は変動性一過性徐脈（Variable Deceleration）頻発、前期破水、微弱陣痛、児頭下降不良、胎内死亡の10事例、褥婦は異常出血の2事例、新生児は呼吸促迫、不明熱の2事例であった。初産婦12名、経産婦7名で、入院方法は、救急車12事例、自家用車7事例であった。

緊急搬送時の開業助産師の対応について、搬送受け入れ病院の医師及び助産師に対して、1)搬送時期、2)搬送に至る判断／理由、3)搬送手順、4)開業助産師との信頼関係に関する評価インタビューを行った。結果は、搬送時期については、概ね早めに搬送し、搬送先施設での母子の予後は良好であった。妊娠中毒症、前期破水、新生児呼吸促迫での搬送の場合、助産師の判断と搬送受け入れ施設での搬送基準の捉え方に差が認められた。

## 5、助産師活動マニュアルの検討

方法は、文献検討、助産師との検討会で意見を求めた他、メールや郵送等による意見を集約した。また、女性の主体性がケアの中心に置かれるオランダ、英国での現地調査を加えて検討を行った。また、女性のニーズ調査の分析結果及び、助産師によるケアの適正化に関する検討、青野班の助産所における適応リスト、正常分娩急変時のガイドラインの検討班との連携により、女性のニーズを中心とした活動の実際を検証し、以下の内容を集約した。

(1)妊娠・出産・産後の時期にある女性のニーズ調査の結果は、1)女性の意志決定に必要な、ケア提供者についての情報や、出産・母乳育児に関する知識などの情報が行き届いていないこと 2)妊娠・出産・授乳期の全てに助産師の継続ケアが求められていること 3)女性の疲労や出産後の授乳な

ど、日常的な生活面での支援が不充分であることが示唆された。また、焦点集団面接からは妊娠から産後までの健康と生活全体の支援を主眼においた女性と家族への支援システムを求めていたことが明らかにされた。特に、女性は助産師との良好な関係の中で、個別性を重視した継続的なケアを求める中で、安全と快適さを期待していた。

(2)助産師との検討会は、適応リストの作成及び正常分娩急変時のガイドラインとの関連を中心に意見が集中した。共同管理の重要性と正常分娩急変時における的確な判断と搬送時期の決定が重要であるとの一致した意見であった。一方、ケアの基準や搬送基準が助産師間でバラバラであり、また、医師と助産師では異なっていた。また、助産師が担う役割がそれぞれに相違し、女性が求める助産師への期待は役割を超えたものである場合も少なくない。女性のニーズを中心としたケアを行うためには、ケアを受ける女性が助産師の法的な役割範囲を理解する必要があり、助産師は自らの役割を説明し、合意を得ておく必要がある。

以上助産師活動マニュアルの検討経過において明らかになった課題を達成するためには、以下のような活動を指針として示すことが重要であることを確認した。

- (1) 専門職者としてよりよい助産ケアを行うための方向を示す理念と倫理規約が必要である。
- (2) 倫理規約に添って、助産業務の基準を設定し、より良い助産活動への方向を示す。
- (3) 女性は個別な問題を持つ一人の人間として受け入れられ、自らの良き協力者として助産師のケアを受けることを望んでいる。
- (3) 青野班により検討された適応リストに応じて、医師と助産師が共同管理すべき対象疾患についての知識の整理を期待していた。この対象疾患の説明は、高い臨床研究に基づいて解説されている up date な教科書を基に整理する。
- (4) 日常行われる助産ケアについてのマニュアルは、社団法人日本助産師会作成の「助産所開業マニュアル」が活動の手引きとして最も良く利用されている。しかし、助産師の活動の方向を示す理念及び倫理的課題が示されていない。

以上から、このマニュアルに加えて基準

作成することが適正妥当であり、基準の設定を中心にして助産師活動指針として作成することとした。

#### D. 考察

今回、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するために5班の調査結果に基づけば、次のような課題を達成する必要がある。

①助産所の分娩は、施設によって基準にばらつきがあり、助産所における分娩の適応症リストが求められる。②産婦人科医師と助産師による共同管理および正常分娩急変時における嘱託医療機関の活用が、安全性を高め得る。③女性のニーズは、出産の場所とケアについて、自らが選択できる適切で充分な情報を提供するケアの提供が必要である。④助産師のケアの適切性は、安全性と快適さを備えていることを条件として、女性との良い関係を築き、助産師と医師の役割を明確にすることが重要である。⑤よいケアを提供するために、専門職者としての方針の基に基準を設定し、倫理に基づいて実行する必要がある。⑥助産師の業務は、法的な範囲の中で実践し、継続した記録は女性の意志決定やニーズが明確に示されているべきである。⑦助産師の活動は、女性のニーズを妊産婦サービスの中心にして実践する業務が基本である。

以上の調査結果を基にして、助産所における出産の適応症リストおよび正常分娩急変時のガイドライン並びに、女性のニーズに対応した助産師活動指針を作成した。

「助産所における分娩の適応症リスト」は、基本的には正常妊婦は助産師が、異常妊婦は産婦人科医師が、分娩に対して管理責任を持つこととした。しかし、臨床にはグレイゾーンが存在するため、グレイゾーンの適応範囲を設定し、助産師と産婦人科医師が相談して合意の上、共同管理する事を明記したのが、一つの特徴である。共同管理する医師とは、容易に相談できる産婦人科医師であればよいと考える。従来の嘱託医師(産婦人科医師)や契約産婦人科医師あるいは嘱託医療機関の産婦人科医師がこれに相当する。

次に、「助産所における正常分娩急変時ガイドライン」の特徴は、嘱託医療機関を設定した点である。医療法第19条に、「助産所

の開設者は嘱託医師を定めておかなければならぬ」と記載されているが、産婦人科医師と明記されていないため、他科の医師が嘱託している可能性もある。また、開設してから年数が経つと、嘱託医師が高齢となり分娩を扱っていない場合もあると、地区検討会で助産師より報告があった。分娩急変時に搬送できる医療機関の確保を殆どの助産師達が強く要望している。

産婦人科医療の現状調査より、各医療機関を機能別に一次、二次、三次医療施設に分類し、搬送システムを考案した。嘱託医療機関は、軽度・中程度以上のリスクの妊娠管理、分娩、新生児医療を扱う施設とし、二次あるいは三次医療施設に相当することとした。

「助産師活動のためのマニュアル」は検討の結果、実践活動の基準を置くことの必要性に基づき、専門職者としてよりよい助産ケアを行うための方向を示す理念と倫理規約による基準を設定した活動指針を作成することとした。その内容は、助産師の意見および国際助産師連盟の倫理規約に基づき、次ぎの事項含めた助産師活動指針とする。

- (1)倫理規約に添って、助産業務の基準を設定し、より良い助産活動への方向を示す。
- (2)女性は個別な問題を持つ一人の人間として受け入れられ、女性の良き協力者として助産師を位置付ける。
- (3)青野班により検討された適応リストに応じて、医師と助産師が共同管理すべき対象疾患についての知識の整理をする。この対象疾患の説明は、高い臨床研究に基づいて解説されている up date な教科書を基に整理した。
- (4)日常行われる助産ケアについてのマニュアルは、社団法人日本助産師会作成の「助産所開業マニュアル」が活動の手引きとして最も良く利用されている。活動指針は、このマニュアルを充実させるという点からの活用意義がある。

#### E. 結論

女性のニーズは、出産の場所とケアについて、自らが選択できることを求めていた。

また、①1 対 1 の継続的なケア、②全ての女性が助産師のケアを受けられるよう

にする、③医療情報、ケア提供者の情報を詳細、かつわかりやすく開示するなど快適さを求めてのニーズが高かった。同時に、出産場所に求めるものは、「安全性」と、そのために必要な「医療施設間の連携」を重視していた。これらの女性の期待に応じるために、次の課題を達成した。

1. 助産所における分娩の適応症リストおよび正常分娩急変時のガイドライン及び病院、診療所連携システムを考案した。
2. より高い快適さと安全環境を志向した産婦人科医師と助産師による共同管理および正常分娩急変時における嘱託医療機関の活用を提言した。
3. 安全で快適なケアを展開するための助産師の活動方針を示し、女性のニーズを中心にした助産師活動マニュアルを作成した。

#### F. 健康危険情報

なし。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 1) 竹内美恵子、前田和壽、青野敏博：転換期にある周産期医療—産科医と助産師の意識変革を求めて—助産所における安全かつ快適な妊娠、出産環境、産婦人科の世界 54 (4) : 79-84, 2001
- 2) 清川尚：「すこやか親子」と産婦人科医の役割、産婦人科治療 85(3) : 247-258, 2002

##### 2. 学会発表

- 1) 青野敏博：助産所における安全で快適な妊娠出産環境の確保に求められるもの、平成 14 年度社団法人日本助産師会助産所部会研修会、2002, 6.30-7.1, 静岡
- 2) 上田隆：助産所における安全で快適な妊娠・出産環境の確保について、平成 14 年度第 4 回周産期医療研究会、2002. 12. 21、大阪
- 3) 竹内美恵子：助産師活動マニュアルと専門職との行動規範、2002, 12. 21、大阪
- 4) 上田隆：正常分娩急変時のガイドライン 助産所における適応リスト、2003. 1. 18, 東京都

5) 上田隆、助産所における適応リスト 正常分娩急変時のガイドライン、2002. 1. 2 福岡助産師会館

6) 竹内美恵子、助産師としての活動理念と倫理規約、2002. 1. 26、福岡助産師会館

7) 上田隆、前田和壽、竹内美恵子、助産所における適応リスト、正常分娩急変時のガイドライン、2003. 2. 2、大阪府助産師会館

8) 上田隆、助産所における適応リスト、正常分娩急変時のガイドライン、2003. 2. 15 札幌医科大学

9) 竹内美恵子、助産所における適応リスト、2003. 2. 15、札幌医科大学

10) 竹内美恵子、助産の実践基準と倫理規約について、2003. 3. 2、社団法人愛媛県看護会館

11) 朝倉啓文、安全で快適な妊娠、出産環境の確保に向けて、2003. 3. 3、東京、JA会館

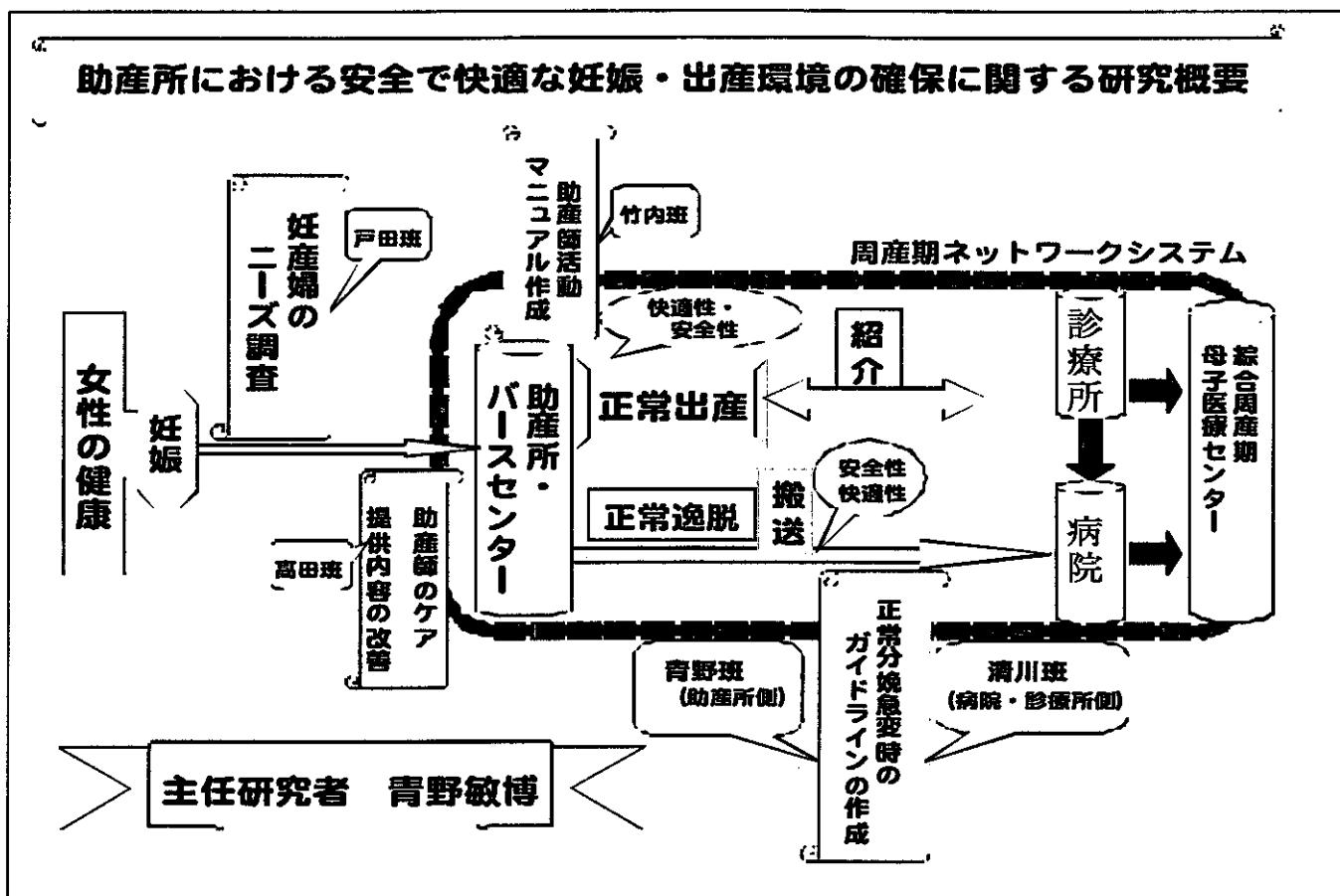
12) 永真由美、高田昌代他：助産師の妊娠期の快適さと安全性のケアの検討、第 22 回日本看護科学学会講演集、109, 2001.

13) 安達久美子、高田昌代他：助産師による妊娠褥婦および新生児の快適さと安全性のケアの検討(第 1 報)—産婦の快適さと安全性を確保するためのケアー、第 17 回日本助産学会集録集、日本助産学会誌 Vol. 16 No. 3, 98-99, 2003.

14) 安積陽子、高田昌代他：助産師による妊娠褥婦および新生児の快適さと安全性のケアの検討(第 2 報)—褥婦および新生児の快適さと安全性を確保するためのケアー、第 17 回日本助産学会集録集、日本助産学会誌 Vol. 16 No. 3, 100-101, 2003

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし



「助産所における快適で安全な妊娠、出産環境の確保に関する研究調査」分担調査の枠組み

研究目的	青野班 正常分娩緊急時のガイドラインの作成とシステムづくり（病院、診療所）	清川班 正常分娩緊急時のガイドラインの作成とシステムづくり（病院、診療所）	戸田班 女性が求める妊娠、出産期の助産サービスについての調査分析	高田班 助産ケア提供内容の適性化に関する検討	竹内班 助産師活動マニュアルの検討
調査目的	助産所での出産の現況と出産時の搬送の実態把握する。	搬送「送る側」を中心に、産婦・人科医療、特に周産期医療の現状を把握する。	妊娠、出産、産褥期の女性の要望	安全性や快適性を考えた、適切な助産師のケアの提供を分析	女性のニーズ調査及び助産師のケアの現状調査及び既存マニュアルを検討し、マニュアルの内容の検討
対象	①助産所で活動している助産師（439名）	日本産婦人科医会定点モニターワーの会員1,014施設	助産所120カ所、病院・診療所302カ所で妊娠サービスを受けている女性3311名	①助産所、診療所、病院に勤務する助産師（1200名）、②緊急搬送をした19事例の助産所の助産師、搬送受け入れ先医師と助産師と助産師	①既存文献、現存のマニュアルの検討：日本、オランダ、英国における助産師活動と助産マニュアル ②開業・施設活動助産師
調査方法	平成13年度 ①①第一次：アンケート調査；デルフィア法：助産師 1200名 ①と同じ) 平成14年度 ②診療所、病院で緊急搬送を受け入れる産科医の実態調査 ③助産所会議会議修会意見交換 ④意見交換会開催：北海道、東京、大阪、福岡 ⑤現地調査（ニュージランド）	平成13年度 ①第一次：助産師（青野班） ①と同じ) 平成14年度 ②緊急搬送に至った女性30名（対象は高田班からの紹介事例から選択） ③現地調査（ニュージランド）	平成13年度：①アンケート調査：前向コホート4回：初期、後期、出産後、産後2か月以内 ②インタビュー 平成12年1月から6月までに、緊急搬送を受け入れ先の医師、助産師、助産した助産師（対象は青野班からの紹介事例から抽出）	①アンケート調査；デルフィア法：助産師 1200名 ②インタビュー（半構成） 平成12年1月から6月までに、緊急搬送を受け入れ先の医師、助産師、助産した助産師（対象は青野班からの紹介事例から抽出）	平成13年度： ①組織的レビュー：文献検討②助産師との検討会開催と報告会の開催③アンケート及びインタビューアー：活動マニュアルの利用状況と必要とするマニュアルの内容の検討 平成14年度：④女性のニーズ調査及び助産ケアの提供内容調査結果から、及び課題の抽出⑤現地調査（オランダ、英国）
内容	★ ①助産所における出産の現況 ★ ②緊急搬送事例についての実態調査 ★ 全国4か所でガイドライン案の報告会並びに評価を受ける。 妊娠、分娩時の適応リスト及び助産所からの正常分娩緊急時のガイドラインを作成した。	医療機関を「送る側」（I群）と「受けける側」（II群）に分類し、さらに「受けける側」の医療機関を、妊娠中毒症妊娠・28週以前の新生児を受け入れることが不可能な施設（II群）と可能な施設（III群）とに細分化して、それぞれの実情を分析した。	①日頃のケアの中で助産師が安全性と快適性を考慮して行っているケアをデルフィア法で調査 ②緊急搬送を行った助産師の判断能力をインタビューにて明らかにする。	★ 臨床的に重要な領域を特定する。 ①女性はどういうふうにケアされることを望むだろうか。 ②活動マニュアルの内容分析 ③助産師の活動状況からのマニュアル内容の検討 ④女性おニーズを中心とした活動展開を現地調査から分析する。	